



2023年5月31日

各 位

会 社 名 株式会社シグマクシス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 富村 隆一
(コード番号：6088 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 C F O 田端 信也
(TEL. 03-6430-3400)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月31日開催の当社取締役会において、定款の一部変更について、2023年6月27日開催予定の第15期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

(1) 第13条、第14条、第22条、第24条

経営監督機能の一層の柔軟性を図るため、代表取締役社長に限らず、取締役の中から取締役会の決議により選ばれた者が株主総会の招集権者及び議長、並びに取締役会の招集権者及び議長を務めることができるように変更するものであります。

(2) 第20条

法令に定める取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本項において同じ。）の員数を欠くこととなる場合に備えるため、補欠又は増員取締役が取締役に就任した場合の任期、及び補欠として選任された取締役の選任決議の有効期間を明確にするように変更するものであります。

(3) 第21条

経営体制の一層の強化を図るため、員数制限にとらわれずに代表取締役を選定できるように変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第13条 (株主総会の招集権者) 法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、 <u>代表取締役社長がこれを招集する。但し、代表取締役社長がこれを招集することができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</u>	第13条 (株主総会の招集権者) 法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、 <u>取締役の中から取締役会の決議により選ばれた者がこれを招集する。</u>

<p>第14条 (株主総会の議長) 株主総会の議長は、<u>代表取締役社長</u>がこれに当たる。 <u>但し、代表取締役社長が議長の職務を行うことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第14条 (株主総会の議長) 株主総会の議長は、<u>取締役の中から取締役会の決議により選ばれた者</u>がこれに当たる。</p>
<p>第20条 (取締役の任期) 1. (条文省略) (新設) (新設) 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>第20条 (取締役の任期) 1. (現行通り) 2. <u>任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠又は増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u> 3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 4. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 5. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 6. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>第21条 (代表取締役及び役付取締役) 1. 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>2名以内の代表取締役を選定する。</u> 2. (条文省略)</p>	<p>第21条 (代表取締役及び役付取締役) 1. 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 2. (現行通り)</p>
<p>第22条 (取締役会の招集権者) 法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会は、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集する。<u>但し、代表取締役社長がこれを招集することができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>第22条 (取締役会の招集権者) 法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会は、<u>取締役の中から取締役会の決議により選ばれた者</u>がこれを招集する。</p>
<p>第24条 (取締役会の議長) 取締役会の議長は、<u>代表取締役社長</u>がこれに当たる。 <u>但し、代表取締役社長が議長の職務を行うことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第24条 (取締役会の議長) 取締役会の議長は、<u>取締役の中から取締役会の決議により選ばれた者</u>がこれに当たる。</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会 2023年6月27日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月27日(予定)

以上